

発議第1号

鳥羽市議会議員定数条例の一部改正について

鳥羽市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4年 6月27日 提出

令和 4年 6月 日

提出者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

委員長 坂 倉 広 子

賛成者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

副委員長 山 本 哲 也

提案理由

本市の人口の減少、財政状況、委員会構成等を総合的に判断し、本市議会議員の定数を1人減らし、13人とするものである。

鳥羽市議会議員定数条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員定数条例（平成 12 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

本則中「14 人」を「13 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。